

令和7年1月7日(火)から受付開始!

令和7年 新春募集

住宅リフォーム 振興助成制度

伊東市木造住宅耐震改修助成事業と併用可能です

この助成事業は、市内の商工業活性化や地域経済の振興を図るため、市民の方々が市内の施工業者に発注し、自己の所有する住宅のリフォーム工事を行う場合、その経費の一部を助成する制度で、伊東商工会議所が実施する事業です。

【制度の概要】

リフォーム工事	*住宅の改繕、改築、模様替え、その他住宅の機能の維持や向上のために行う補修・改造、又は器具・備品の取付けなどをいいます。
対象建物	*市民が市内に所有する個人住宅（マンションは占有部分が助成対象、賃貸物件は助成対象外となります。） *市民が市内に所有する併用住宅又は併存住宅の居住部分。 *建物が未登記など、所有が明らかでない場合は助成対象外となります。 *自営業の方など、居宅と店舗が同一建物の場合、ご相談ください。
対象工事 及び 施工業者	* <u>工事費（消費税抜）が10万円以上で、助成対象工事として認定を受けた後に着工し、裏面の「申込及びその他」欄に記載の期日までに完了する工事が対象となります。</u> *助成対象外の工事もありますので、別紙「住宅リフォーム対象工事・対象外工事一覧表」をご確認ください。 *施工業者は、市内に本社または本店が登記されている法人、及び本市に納税申告をしている個人事業者で、市税等を完納している業者です。
助成金額	*助成対象工事費（消費税抜）100万円以上の場合 ⇒ <u>10万円</u> *助成対象工事費（消費税抜）10万円以上100万円未満の場合 ⇒ <u>工事費（消費税抜）の10%</u> （ただし、1,000円未満切捨。） *助成対象工事費（消費税抜）が10万円未満 ⇒助成対象外 「伊東市木造住宅耐震改修助成事業」と併用した場合 *助成対象工事費（消費税抜）100万円以上の場合 ⇒ <u>20万円</u> *助成対象工事費（消費税抜）10万円以上100万円未満の場合 ⇒ <u>助成対象工事費（消費税抜）の20%</u> （ただし、1,000円未満切捨。） *助成対象工事費（消費税抜）10万円未満 ⇒助成対象外 *助成金額の決定は、工事が完了し、「工事完了証明書」等の必要書類を受理した後に通知します。また、助成金の支給は、当該通知（助成決定通知書）に同封の「助成金請求書」を受理した後に銀行口座へ送金します。 *工事費に変更が生じた場合は、変更後の工事費（消費税抜）に対する助成金を支払います。（「変更申請書」の提出が必要です。）

<p>申込要件</p>	<p>申込できる者は次のすべてに該当する方です。</p> <ul style="list-style-type: none"> *伊東市に住民登録があり、現に市内に居住していること。 *助成の対象となる住宅の所有者で、その住宅に住民登録があること。 (所有者でない方も対象となる場合がありますのでご相談ください。) *市民税、固定資産税、国民健康保険税、水道料、その他公共料金について、申込日時点で滞納していないこと。 *令和4年4月1日から令和6年3月31日の間にこの制度を利用して いないこと。
<p>申込及び その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 申込みは令和7年1月7日(火)から先着順により受け付けます。 【受付時間：午前9時～午後5時】(ただし、土・日・祝日を除きます。) 【受付場所：伊東商工会議所】 * 申請受付は先着順です。予算がなくなり次第、締め切りとなりますので、 お早めにご準備ください。 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">注意:令和7年3月19日(水)までに完了報告書類を提出できる工事が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 対象となる工事については、原則として市で実施している他の住宅助成 と併せて助成を受けることはできませんが、以下の助成事業について は、併用可とします。 ①「伊東市木造住宅耐震改修助成事業」 耐震改修部分とリフォーム部分に分けて助成を受けることができます。 詳しくは、伊東市建築住宅課 Tel 32-1763までお問い合わせく ださい。(申請に関する書類は、伊東商工会議所に備えています。) * リフォーム工事に伴い、下水道接続工事を実施される場合はご相談くだ さい。「伊東市排水設備工事費助成事業」をご案内いたします。

◇◆特に注意していただくこと◆◇

●**必ず助成対象工事として認定を受けてから工事を開始し
てください。認定を受ける前に工事に着手されると助成
金が支給されません。**

※増築をされた場合、増築部分について固定資産税が新たに課税されます。
工事が完了した後に、伊東市役所課税課職員が増築部分の調査等に伺います。
調査日時は事前に伊東市役所課税課から連絡させていただきます。
詳しくは、伊東市課税課資産税係 [Tel 32-1276](tel:32-1276)(家屋担当)までお問い合わせくだ
さい。

問い合わせ先

伊東商工会議所

Tel 37-2500

【申請等受付窓口】